

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

令和5(2023)年度

2号(通算414号)

令和5(2023)年5月31日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容…◆◆◆

- I. 障害福祉制度・施策関連情報 …… 1
1. 【内閣府】事業分野別相談窓口一覧等の公表について 1
 2. 【厚生労働省】(事務連絡)新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について 2
 3. 【社会福祉施設協議会連絡会】『介護・障害福祉職員、保育士など現場で働くすべての福祉従事者の更なる処遇改善にかかる緊急要望』を提出 2
- II. その他の関連情報 …… 3
1. 【セルフ協・身障協】4月28日付で要望を提出物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所に支援拡充を 3
 2. 【個人情報保護委員会】「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プランを踏まえた個人情報の適正な取扱いについて(注意喚起)」 3
 3. 【事業助成・研究助成】 3
 - (1) 太陽生命厚生財団(応募締切:6月30日(金)必着) 3
 - (2) 松の花基金(応募締切:8月31日(木)必着) 4
 - (3) 社会福祉法人丸紅基金(応募締切:6月30日(金)必着) 4
 - (4) 公益財団法人みずほ福祉助成財団(応募締切:6月30日(金)消印有効) 5
 - (5) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団(応募締切:7月31日(月)必着) 5
 4. 【作品募集】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構『絵画コンテスト働くすがた～今そして未来～』『写真コンテスト職場で輝く障害者～今その瞬間～』(締切6月15日(木)消印有効) 5
 5. 令和5・6年度 新役員体制(身障協・セルフ協・障連協・全救協) 6

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【内閣府】事業分野別相談窓口一覧等の公表について

本年3月に改定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和5年3月14日閣議決定)には、相談対応等に当たり、国と地方公共団体が役割分担・連携協力し、一体となって適切な対応を図ることができるよう、3つのことが明記されていました。①内閣府が、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うこと、②内閣府が法令説明や適切な相談窓口「つなぐ役割」を担う国の相談窓口

の検討を行うこと、③国と地方公共団体の相談対応を担う人材育成の取組を推進すること。

これらを踏まえ、「事業分野相談窓口(対応指針関係)」(以下「相談窓口一覧」という。)の改訂や、「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」、主に事業者を対象とした改正法の周知用リーフレットの作成、各府省庁や地方公共団体等から収集した事例を基にした「障害者差別解消に関する事例データベース」の構築および「合理的配慮の提供等事例集」改訂版が作成され内閣府ホームページに掲載されています。

※内閣府の令和4年度調査研究事業「障害を理由とする差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究」による

[内閣府]以下URLより関連情報をチェック

「事業分野相談窓口(対応指針関係)」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_youryo.pdf

「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r04jirei/index-w.html>

「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！リーフレット」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/leaflet2.html>

「障害者差別解消に関する事例データベース」

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

「合理的配慮の提供等事例集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

2. 【厚生労働省】

(事務連絡) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

令和5年4月28日に、厚生労働省より【事務連絡】「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の『新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い』等について」が発出されました。

これまで示された新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備および運営基準等の、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更(令和5年5月8日以降)に伴い、取り扱いに変更があります。

[厚労省] 以下URLより関連情報をチェック

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092776.pdf>

3. 【社会福祉施設協議会連絡会】『介護・障害福祉職員、保育士など現場で働くすべての福祉従事者の更なる処遇改善にかかる緊急要望』を提出

社会福祉施設協議会連絡会では、昨今の物価高騰の状況を受けて、令和5年4月27日に厚生労働省宛て要望書『介護・障害福祉職員、保育士など現場で働くすべての福祉従事者の更なる処遇改善にかかる緊急要望』を提出しました。

令和4年2月より、すべての福祉従事者を対象に収入3%程度(月額9,000円)の処遇改

善がなされました。その一方で、経済界では賃上げ率3.8%月額11,844円の賃上げとなり賃金格差が拡大しています。

職員の生活に直接的影響が見込まれる物価高騰に耐えうるすべての福祉従事者の更なる処遇改善・賃上げを早急に実現するよう要望しました。

なお、この緊急要望は身障協、セルフ協としても要望書を作成し、身障協は5月17日に、セルフ協は5月19日に新役員が厚生労働省を訪問した際にそれぞれの会長から辺見聡障害保健福祉部長に直接手交しました。

[厚労省] 以下URLより関連情報をチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00016.html

II. その他の関連情報

1. 【セルフ協・身障協】4月28日付で要望を提出物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所に支援拡充を

全国社会就労センター協議会（全国セルフ協）、全国身体障害者施設協議会（全国身障協）は4月28日、「物価高騰に伴う施設・事業所運営への影響に対する支援について」に関する意見を①自民党政務調査会社会保障制度調査会会長宛、②厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長宛に提出しました。

昨今の物価高騰により施設・事業所運営に大きな影響が出ていることから、「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」で示された『電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金』による支援が、すべての施設に十分に行き届く配慮および物価高騰の長期化を見据えた継続的な対応を求めた要望です。

2. 【個人情報保護委員会】

「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プランを踏まえた個人情報の適正な取扱いについて（注意喚起）」

令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議において策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン1」において、個人情報保護委員会は、個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、広報・啓発を推進することとしています。

については、個人情報取扱事業者（NPO法人や自治会・町内会、同窓会、PTAのほか、サークルやマンション管理組合なども、個人情報取扱事業者に該当し得ます。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に則り、個人情報を適正に取り扱っていただくよう、注意喚起がありましたので、ご留意ください。

[個人情報保護委員会] 以下のURLで詳細をご確認ください

[https://www.ppc.go.jp/news/careful information/230426_tyuukanki/](https://www.ppc.go.jp/news/careful%20information/230426_tyuukanki/)

3. 【事業助成・研究助成】

(1) 太陽生命厚生財団（応募締切：6月30日(金)必着)

公益財団法人太陽生命厚生財団が、令和5(2023)年度の助成先を募集中です。

①助成対象・応募資格：

以下のアは令和6(2024)年3月末日まで、イは令和6(2024)年12月末日までに完了するもの。過去3年間(令和2<2020>~令和4<2022>年度)の受贈団体は、今年度の助成対象外。

ア 事業助成

- ・特定非営利活動法人(NPO)、ボランティアグループ等
- ・在宅障害者等とその家族のための福祉・文化活動を行うために必要な費用または機器、機材、備品等を整備するための費用に対して助成

イ 研究助成

- ・非営利の民間団体等(社会福祉法人や民間機関)と個人
- ・高齢者保健・医療、生活習慣病または高齢者福祉に関する調査研究

②助成件数・金額

ア 計1,700万円まで、1件につき10~50万円

イ 計300万円まで、1件につき30~50万円

③決定通知と交付時期：令和5年9月中旬通知、10月1日以降に贈呈

④応募締切・方法：令和5年6月30日(金)必着。郵送。

[太陽生命厚生財団] 以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます

http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/promotion_recruitment/index.html

(2) 松の花基金 (応募締切：8月31日(木)必着)

社会福祉法人 松の花基金が、知的障害児者の福祉向上を目的とする事業活動・調査研究に対する助成先を募集中です。

①助成対象：知的障害児者の福祉向上を目的とする事業活動・調査研究。

原則として社会福祉法人、公益法人等

②助成件数・金額：年間総額500万円程度で、1件あたりの金額に定めなし

③応募締切・方法：令和5年8月31日(木)必着。郵送。

④決定通知：令和5年11月中旬、同基金が個別に選考結果を連絡

[社会福祉法人 松の花基金] 以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます

<http://matsunohana.jp/>

(3) 社会福祉法人丸紅基金 (応募締切：6月30日(金)必着)

社会福祉法人丸紅基金が、令和5(2023)年度の助成先を募集中です。

①助成対象・応募資格：わが国における社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体で、原則として非営利の法人。ただし、法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする。

②助成金額：1件あたり上限200万円(総額1億円予定/50件以上)

③応募締切・方法：2023年6月30日（金）※郵送のみ。当日消印有効

④決定通知と交付時期：令和5年10月下旬

[丸紅基金]以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます

<https://www.marubeni.or.jp/topics/entry-85.html>

(4) 公益財団法人みずほ福祉助成財団（応募締切：6月30日（金）消印有効）

公益財団法人みずほ福祉助成財団が、令和5（2023）年度の助成先を募集中です。

①助成対象・応募資格：社会福祉法人、特定非営利活動法人等の非営利法人および任意団体等または研究グループ

②助成件数・金額：障がい児・者に関する事業および研究

③応募締切・方法：令和5年6月30日（金）消印有効。郵送。

④決定通知：令和5年10月中旬通知

[みずほ福祉助成財団] 以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます

<http://mizuhofukushi.la.coocan.jp/>

(5) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団（応募締切：7月31日（月）必着）

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団が「民間社会福祉施設職員 海外研修生」を募集中です。

①対象者：25歳以上55歳以下で、経験年数が5年以上の者（2023年4月1日時点）。また研修する具体的なテーマを有し、将来にわたり社会福祉等業務に対する知見を深め福祉業務を続ける意欲のある者で、日常英会話能力を有する者。

②研修期間：2024年4月中旬から6月下旬までの、計60日以内

③研修方法：デンマークまたはアメリカでの5日間の合同研修後、研修生自身が設定する個別研修（原則3か国以内）を実施。

[公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団]以下のURLから応募要領や申請様式を入手できます

<https://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/kenshu-2/202450th%e3%80%80>

4. 【作品募集】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構『絵画コンテスト働くすがた～今そして未来～』『写真コンテスト職場で輝く障害者～今その瞬間～』（締切6月15日（木）消印有効）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は障害者雇用支援月間（9月1日～30日）における啓発活動の一環として、障害のある方々を対象に「働くこと」をテーマとする「絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～」を実施しています。

優秀作品は、ポスター等に使用し、全国のハローワーク等に掲示され、入賞した作品の展示会を全国各地で開催しています。

[独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構] 以下のURLで詳細をご確認ください

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/guideline.html>

5. 令和5・6年度 新役員体制（身障協・セルフ協・障連協・全救協）

全国社会福祉協議会の構成組織である、全国身体障害者施設協議会（身障協）、全国社会就労センター協議会（セルフ協）、障害関係団体連絡協議会（障連協）、全国救護施設協議会（全救協）では、令和5年5月に令和5年度第1回協議員総会を開催し、令和5・6年度の役員体制を決定しました。

新たな役員体制は以下のとおりです。

全国身体障害者施設協議会（身障協）		
役職	氏名	所属団体
会長	白江 浩	難病ホスピス 太白ありのまま舎
副会長	田原 薫	金津サンホーム
副会長	川崎 鉄男	永幸苑
副会長	三浦 貴子	愛隣館
全国社会就労センター協議会（セルフ協）		
会長	叶 義文	大牟田恵愛園
副会長	高江 智和理	北海道光生舎
副会長	松村 浩	維雅幸育会
副会長	三橋 一巳	眉山園
副会長	鈴木 暢	ハートピア湘南
障害関係団体連絡協議会（障連協）		
会長	阿部 一彦	日本身体障害者団体連合会
副会長	井上 博	日本知的障害者福祉協会
副会長	久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会
全国救護施設協議会（全救協）		
会長	大西 豊美	みなと寮
副会長	川邊 智	白鳥ホーム
副会長	石井 謙次	岡野福祉会館
副会長	西村 行弘	旭寮
副会長	守家 敬子	萬象園